## 緊急時対策所の共用について(1/2)



### (1)指摘事項

○ 緊急時対策所は、東海発電所の緊急時対策所として共用とするのか。

#### (2)回答

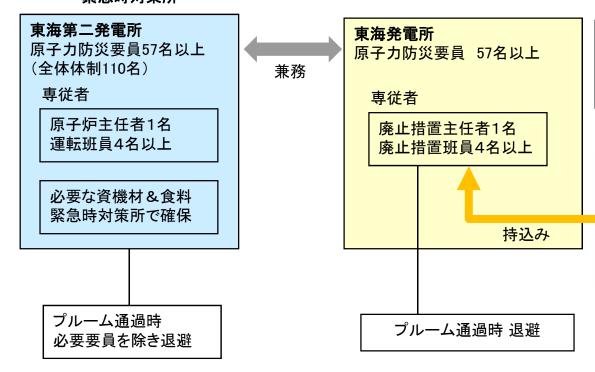
#### 東海発電所の状態(現状)

- ➤ 廃止措置中・・・全燃料発電所から搬出済み、設備解体中
- ➤ SA対象事象なし
- ➤ PAZの設定なし、UPZおおむね半径5kmの範囲を設定
- ➤ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)···次頁参照

東海発電所の緊急時対策所は、原子力災害対策特別措置法に基づく施設として要求事項がある。

### 緊急時対策所

PAZ(Precautionary Action Zone): 予防的防護措置を準備する区域 UPZ(Urgent Protective Action Planning Zone): 緊急時防護措置を準備する区域



東海発電所と東海第二発電所の同時発災において、防災要員が兼務してること及び 通信等の共用資機材があることから、新設 する緊急時対策所を活用する

#### 必要な資機材(例)

- ・食料: 工事協力棟, 緊急時対策室等 指定された保管場所
- ・放射線資機材(防護具, 計測器等) :チェックポイント, 緊急時対策室等 指定された保管場所

緊急時対策室: 既設の緊急時対策室(免震棟)

# 緊急時対策所の共用について(2/2)



## 原子力災害対策指針 (緊急事態区分及び緊急時活動レベル: EAL)

施設敷地緊急事態を判断するEAL		緊急事態区分にお
		ける措置の概要
① 原子力事業所	の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放	PAZ内の住民等
射線量又は放	射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	の避難準備、及び
② その他原子炉	の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあるこ	早期に実施が必要
と等放射性物	質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、	な住民避難等の防
緊急事態に備	えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	護措置を行う。U
-		PZのみが設定さ
		れる場合は、UP
		Z内の住民等の屋
		内退避準備等の防
		護措置を行う。

	全面緊急事態を判断するEAL	
1	) 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準	PAZ内の住民避
	以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	難等の防護措置を
2	) その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物	行うとともに、U
	質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避	PZ及び必要に応
	難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	じてそれ以遠の周
		辺地域において、
		放射性物質放出後
		の防護措置実施に
		備えた準備を開始
	•	する。放射性物質
		放出後は、計測さ
		れる空間放射線量
		率などに基づく防
.		護措置を実施す
		る。